

第五次

鹿児島市障害者計画

概要版



鹿児島市

はじめに



鹿児島市では、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、平成30年度に策定した「第四次鹿児島市障害者計画」に基づき、様々な障害者施策を進めてまいりました。

近年、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正や、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、様々な法制度が整備されてきました。

この度、こうした変化に的確に対応するとともに、障害のある方々の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進するため、「第五次鹿児島市障害者計画」を策定いたしました。

本計画は、障害のある方々の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するとともに、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するため、本市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めたものです。

今後、本計画に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、実効性のある障害者施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご助言を賜りました障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会の委員をはじめとする関係の皆様、そして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和5年3月

鹿児島市長 下鶴 隆央

目次

I 第五次鹿児島市障害者計画について	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象期間	2
4 計画の構成について	2
II 基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 基本原則	3
3 社会情勢の変化	3
4 各分野に共通する横断的視点	3
5 推進体制	3
III 分野別施策の基本的方向	4
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	4
2 安全・安心な生活環境の整備	5
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	6
4 防災、防犯等の推進	7
5 行政サービス等における配慮	8
6 保健・医療の推進	9
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	10
8 教育の振興	12
9 雇用・就業、経済的自立の支援	13
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	14

1 策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に、障害者基本法に基づく「第四次鹿児島市障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、障害者施策に取り組んできました。

一方、国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、平成30年3月に、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間とする障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んできました。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行や「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正など、様々な法整備が進められており、今後とも、障害者等をとりまく環境及び施策は大きく変化していくものと考えられます。

本市においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障害者の実態やニーズに即した障害者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、令和5年度から9年度までを計画期間とする「第五次鹿児島市障害者計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

また、障害者文化芸術推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての位置付けも有する計画として策定します。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニ

ケーション施策推進法第9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

(2) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「第5期鹿児島市地域福祉計画」に即した計画とします。また、障害者施策に関連する他の計画と整合を図った上で策定します。

なお、実施計画としては、別途数値目標等を設定した「鹿児島市障害福祉計画」及び「鹿児島市障害児福祉計画」を定めます。

(3) SDGsとの関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の障害福祉を推進していきます。

本計画と特に関連があるゴール	
1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

3 計画の対象期間

令和5年度から9年度までの5年間とします。

4 計画の構成について

この計画は、「Ⅰ 第五次鹿児島市障害者計画について」、「Ⅱ 基本的な考え方」、「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」で構成されます。

II

基本的な考え方

1 基本理念

障害者に関する施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（障害者基本法第1条）を目指すことを基本としています。

本市では、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めます。

2 基本原則

以下の2つを基本原則とし、理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

- (1) 地域社会における共生等
- (2) 差別の禁止

3 社会情勢の変化

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- (2) 特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」等の開催

4 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6) 総合的かつ計画的な取組の推進

5 推進体制

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 計画の評価・管理

III

分野別施策の基本的方向

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本的考え方

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

- 障害者虐待防止センターにおける障害児者に対する虐待の未然防止及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援、地域生活支援拠点をはじめとする一時保護に必要な居室の確保、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置など、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- 障害福祉サービスの提供における、本人の意思に反した異性介助が繰り返し行われないための取組 など

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 市職員に対する、障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領に基づく対応をとるための周知や研修の実施、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向けた対応
- 市職員採用試験における、障害特性に応じた合理的配慮の提供 など

2 安全・安心な生活環境の整備

基本的考え方

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、アクセシビリティの向上を図ります。

(1) 住宅の確保

- 市営住宅の建替えや改修の際のバリアフリー化対応の推進
- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録すること等による、障害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進 など

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

- 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に基づく、バスの低床車両やユニバーサルデザインタクシーの導入、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実の推進
- 「心のバリアフリー」をはじめソフト面におけるバリアフリー化の推進 など

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- バリアフリー法や鹿児島県福祉のまちづくり条例、鹿児島市福祉環境整備指針等に基づく、多数の者が利用する建築物のバリアフリー化の促進
- 小規模店舗のバリアフリー整備の促進 など

(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- バリアフリー重点整備地区内における休憩施設の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備
- 障害者等用駐車スペース等の適正な利用に関する広報啓発の推進 など

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本的考え方

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進するとともに、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報通信におけるアクセシビリティの向上

- 障害者を対象とするパソコン講座等の実施
- 電話リレーサービスの周知 など

(2) 情報提供における行政情報のアクセシビリティの向上等

- 行政情報の提供等における、手話通訳・音声読み上げ等の活用など、多様な障害の特性に応じた配慮
- 災害発生時等における、情報伝達の体制や環境の整備の促進 など

(3) コミュニケーション支援の充実

- 手話言語及び情報・コミュニケーション条例（仮称）の制定
- 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する、手話通訳者等の派遣、設置等 など

4 防災、防犯等の推進

基本的考え方

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援等の防災に向けた取組を推進します。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1) 防災対策の推進

- 避難所等のバリアフリー配慮や必要な福祉避難所の確保、避難所における障害特性に応じた支援と合理的配慮の促進、福祉避難所への直接避難の検討
- 在宅の障害者等に対する、ひとり暮らし障害者等安心通報システムの設置の促進や、音声によらない緊急通報（NET119等）を受けて適切に対応できる体制の維持
- 浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施の促進 など

(2) 防犯対策の推進

- 音声による110番通報が困難な方が文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」等の利用の促進
- 障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた広報啓発や、配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実 など

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 消費者トラブルの防止等のための情報提供や、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進等による消費者教育の推進
- 消費生活センターにおける、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備 など

5 行政サービス等における配慮

基本的考え方

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を図ります。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を促進するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

(1) 選挙における配慮

- 障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、投票設備の設置などの投票環境の向上や円滑な投票に向けた取組、選挙人を介護する者等、投票管理者が認めた者が投票所に入ることができることの周知
- 障害のある個々の子どもに応じた主権者教育の充実 など

(2) 窓口等における配慮及び障害者理解の促進等

- 事務・事業の実施における、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施
- 障害者差別解消法に基づく職員対応要領や障害者への配慮マニュアルを活用した研修の実施等による障害者に関する理解の促進、窓口等における障害者への対応の充実
- ホームページ等の公開における、ウェブアクセシビリティガイドラインに即した、アクセシビリティの向上等に向けた取組の促進 など

6 保健・医療の推進

基本的考え方

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図ります。また、障害の原因となる疾病等について、早期発見を図るとともに、適切な医療サービスの提供を促進します。

さらに、入院中の精神障害者の退院、地域移行を促進します。

(1) 精神保健福祉の充実

- 入院中の精神障害者の早期退院や地域移行促進に向けた正しい理解の促進、訪問系サービスの充実や地域相談支援及び自立生活援助の利用の促進
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進 など

(2) 保健・医療の充実等

- 身体障害を軽減又は除去するための医療費の助成
- 福祉サービスと連携した保健サービスの充実 など

(3) 人材の育成・確保

- 保健所、保健センター等の職員の資質の向上、地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携
- 巡回支援専門員等の支援者の配置 など

(4) 難病に対する施策の推進

- 難病患者に対する総合的な相談・支援、関係機関を対象とした研修会の開催
- 難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供 など

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 健康診査、保健指導、新生児聴覚検査等の適切な実施による障害の原因となる疾病等の早期発見等
- 障害の原因となる精神疾患、難病、外傷等についての、その予防や治療に関する正しい知識の普及 など

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

基本的考え方

自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実等を目指します。

(1) 意思決定支援の推進

- 相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及、障害者基幹相談支援センター等における必要な支援等の実施
- 成年後見制度の適切な利用促進に向けた必要な経費の助成、身寄りがない者等に対する市長申立ての実施

(2) 相談支援体制の構築

- 様々な障害種別等に対応した総合的な相談支援の充実
- 障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定
- ピアサポート体制の強化等、当事者等による相談活動の拡充 など

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- 個々のニーズ及び実態に応じた在宅サービスの量的・質的な充実、救急医療が受けられる体制整備の推進
- 障害者支援施設における入所者の地域生活への移行支援や地域で生活する障害者の支援の推進、多様な形態のグループホームの整備の促進
- ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援における、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供の実施や、家事援助等の必要なサービス

の提供体制の確保 など

(4) 障害のある子どもに対する支援の充実

- 子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援や、保育所における障害児の受入れの促進等
- 障害が明らかになる前の「気になる段階」からの親子サポート
- 医療的ケアが必要な障害児の支援における、関係機関の連携促進 など

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等を提供する者に対する指導・助言
- 障害福祉サービス等を提供する事業者による自己評価など、質の評価の取組の推進や、障害福祉サービス等情報公表制度の活用によるサービスの質の向上 など

(6) 福祉用具の利用支援等

- 補装具・日常生活用具の給付、情報提供による普及促進
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の広報・啓発

(7) 人材の育成・確保

- 障害福祉サービス事業者に対する、労働法規等の遵守、サービス従業者の処遇改善や職場環境の改善
- 発達障害児者やその家族に対する支援を強化するためのピアサポートの推進

8 教育の振興

基本的考え方

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障害のある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備を図るとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、学校卒業後も含め生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進します。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じた、障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供、適切な指導や必要な支援
- 障害に対する理解の促進、異なる学校間の取組に当たっての体制整備を含む交流、共同学習の事例等に関する情報収集や周知
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築、スクールカウンセラー等を活用した、障害のある児童生徒の多様なニーズに応じた支援の提供 など

(2) 教育環境の整備

- 学校等の実情に応じた特別支援教育支援員の配置の促進
- 病气療養児に対する ICT を活用した学習機会の確保 など

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進による、子どもたちの多様な学習・体験活動等の充実
- 教育やスポーツなど多様な学習活動を行う学びの場やその機会の提供
- 読書バリアフリー法等を踏まえた市立図書館、学校図書館等の連携による障害者等の読書環境の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

基本的考え方

働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。あわせて、年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供等により、経済的自立を支援します。

(1) 総合的な就労支援

- 技能体験教室を通じた職業能力開発や事業主との相互理解の促進
- 就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援による職場定着の推進 など

(2) 経済的自立の支援

- 雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供 など

(3) 障害者雇用の促進

- 事業主としての市役所における、雇用の質の向上に向けた取組の推進
- 障害者を新規雇用した際に企業立地促進補助金を加算する制度の周知 など

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- 農業分野での障害者の就労支援（農福連携の取組）の推進 など

(5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

- 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）や共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向けた取組の推進
- ナイスハートカフェの運営等に係る経費の一部を助成するナイスハート支援事業の実施 など

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本的考え方

障害者の文化芸術活動への参加を通じて、障害者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及を図ります。

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興

- 鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できる環境づくり
- 市立文化施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
- 小・中学校・特別支援学校等における、子どもたちの文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供
- 鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターや民間団体等と連携した取組の推進 など

(2) スポーツの振興

- 地域で活動するスポーツ団体等による受入体制の確保や障害者に配慮した施設・設備のバリアフリー化など、スポーツ環境の整備の推進
- 令和5年の特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）や県障害者スポーツ大会等を通じた、障害者のスポーツの普及

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市